

豊橋浄水場再整備等事業
落札者決定基準

2024年12月
2025年2月修正
2025年7月修正

愛知県企業庁

目 次

1	落札者決定基準の位置付け.....	1
2	落札者決定方法の概要.....	1
	(1) 事業者選定の方法.....	1
	(2) 審査の進め方.....	1
	(3) 審査の体制.....	1
3	審査の手順.....	3
4	審査方法.....	4
	(1) 資格審査.....	4
	(2) 提案審査.....	4
	ア 基礎審査.....	4
	イ 性能評価.....	4
	ウ 価格評価.....	5
	エ 最優秀提案の選定.....	7
	(3) 落札者の決定.....	7

1 落札者決定基準の位置付け

本落札者決定基準（以下「本基準」という。）は、愛知県（以下「県」という。）が、豊橋浄水場再整備等事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、県が設置した豊橋浄水場再整備等事業PFI事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、最も優れた応募者を選定するための方法や評価項目等を定めるものである。また、本基準は、本事業に参加しようとする者に交付する入札説明書と一体のものとする。

2 落札者決定方法の概要

（1）事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式を採用する。

本事業は、豊橋浄水場の再整備期間から運営期間までの各業務を長期間にわたり一括して民間事業者へ委託することにより、民間事業者の幅広い能力・ノウハウが活用され、安定かつ効率的な事業の遂行を期待するものである。事業者の選定に当たっては、入札価格、再整備、運営に関する技術及び事業遂行能力等を総合的に評価する。

なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象事業であり、入札手続には、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令372号）が適用される。

（2）審査の進め方

審査は、参加資格要件の充足を確認する「資格審査」と、提案内容を評価する「提案審査」の2段階にて実施する。「提案審査」は、本事業の基本的条件を満足しているか否かを確認する「基礎審査」、提案内容の水準を様々な視点から総合的に評価する「性能評価」及び入札価格を評価する「価格評価」を行う。

（3）審査の体制

委員会は、応募者から提出された事業提案書の審査を行う。委員会は、以下の7名の委員により構成される。

<委員会の構成（敬称略）>

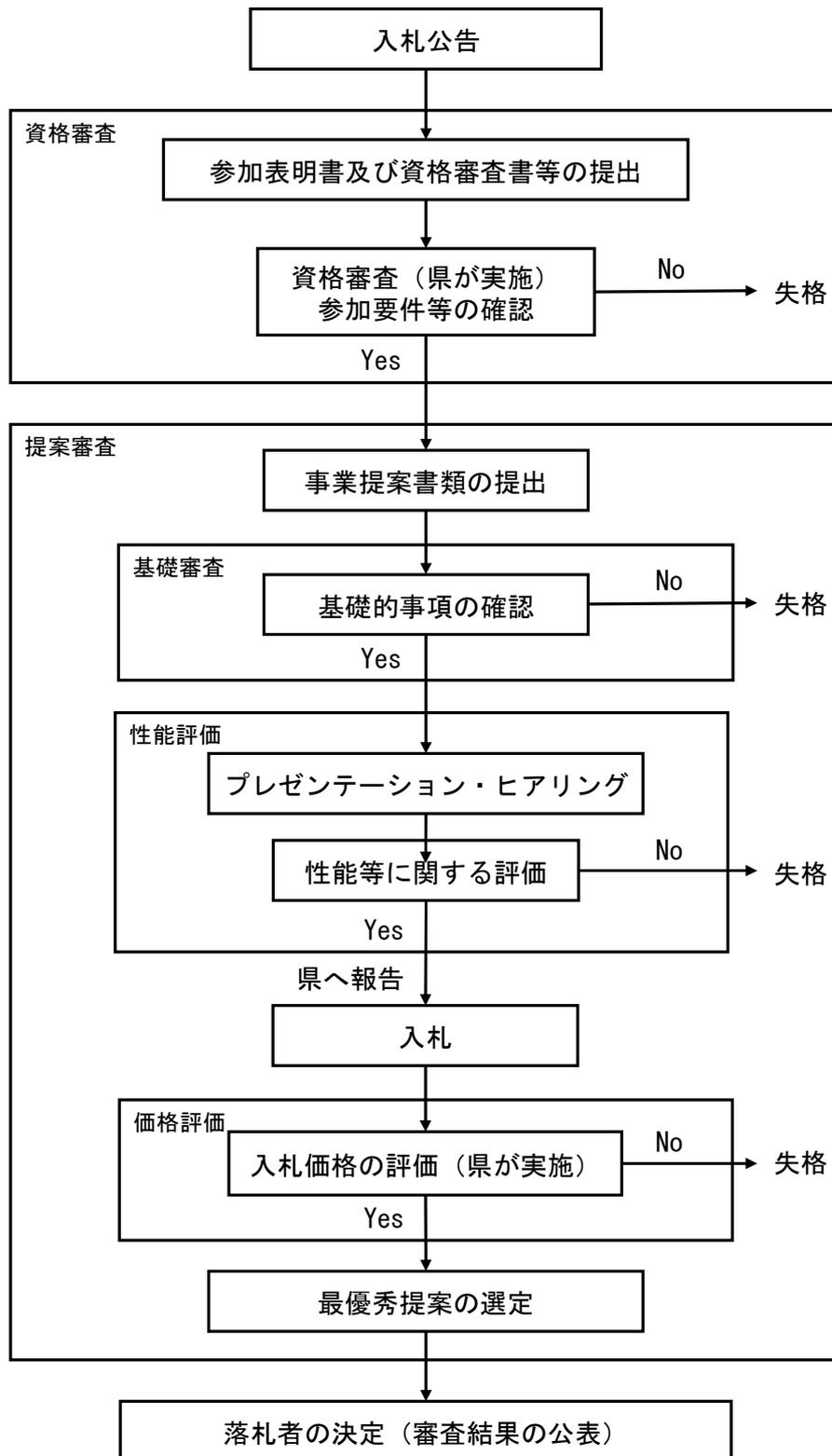
区分	氏名	所属・役職等（2024年12月1日時点）
委員長	山内 弘隆	武蔵野大学経営学部 特任教授
委員	平山 修久	名古屋大学減災連携研究センター 准教授
	原田 峻平	名古屋市立大学データサイエンス学部 准教授
	伊藤 麻里	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー 弁護士
	田中 友也	田中友也公認会計士事務所 所長 公認会計士
	木和田 治伸	豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 上下水道局長
	坂田 一 亮	愛知県公営企業管理者 企業庁長

委員に異動があった場合は、後任者をもって充てるものとする。

なお、応募者等が、落札者決定前までに、委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のため、接触等働きかけを行った場合は、失格とする。

3 審査の手順

審査の手順を以下に示す。



4 審査方法

(1) 資格審査

参加表明書と併せて応募者から提出された資格審査書類について、県は入札説明書に示す参加要件、資格要件及び実績についての確認審査を行う。このとき、県は、委員会の委員から意見を聴くことができることとする。資格審査の結果、参加要件等を満たしていない応募者は失格とする。

(2) 提案審査

ア 基礎審査

本審査では、県及び委員会において、応募者から提出された事業提案書について、提出を求めている書類が全て揃っており、指定した様式に必要な事項が記載されているか、また、事業提案書全体において、矛盾あるいは齟齬がないかの確認を行う。提出書類に不備があり、又は事業提案書全体において矛盾若しくは齟齬がある場合は、応募者に確認の上、失格とする。失格とならなかった応募者は、性能評価の対象とする。

イ 性能評価

(ア) ヒアリング

県及び委員会は、提案の趣旨等を確認するため、ヒアリング及び応募者によるプレゼンテーション（以下「ヒアリング等」という。）を実施する。また、ヒアリング等においては、統括管理責任者の予定の者及びSPCの代表となる予定の者に加え、豊橋浄水場等責任者となる予定の者も出席者に含むものとする。

落札者が行ったヒアリング等における質問及び回答については、事業者がこれを履行する義務を負う。

(イ) 性能等に関する評価

委員会は、ヒアリング等を踏まえ、審査項目ごとに評価の視点に挙げた事項を考慮した上で、提案内容及びその実現可能性について審査を行う。

また、各審査項目において、要求水準を充足しない提案内容があった場合は、失格とする。提案内容を評価する際の審査項目・配点は、以下のとおりとし、評価の視点については、別表のとおりとする。

審査項目	配点
① 事業計画に関する事項	40点
② 再整備に関する事項	25点
③ 維持管理・運営に関する事項	30点
④ カーボンニュートラルに関する事項	20点
⑤ その他特筆すべき提案に関する事項	5点
合計	120点

提案項目の加点方法は以下のとおりとする。

加算点の評価は各項目において、A～Eの5段階評価とし、Cを標準として各段階を相対的に評価する。なお、提案内容の品質を確保する観点から、いずれの応募者も委員会の採点結果が60点未満であった場合は、最優秀提案を選定しないこととする。また、カーボンニュートラルに関する事項は、一つでも0点の審査項目があれば失格とする。

評価	評価内容	採点基準
A	特に優れている	各項目の配点×1.00
B	優れている	各項目の配点×0.75
C	標準的である	各項目の配点×0.50
D	やや劣っている	各項目の配点×0.25
E	劣っている	各項目の配点×0.00

ウ 価格評価

(ア) 入札価格の確認

県は、入札書に記載された金額が予定価格及び利用料金の上限の範囲内にあること及び事業提案書と矛盾がないことの確認を行う。予定価格及び利用料金の上限の範囲外の応募者及び事業提案書と矛盾がある応募者は失格とする。

(イ) 入札価格の評価

入札価格の評価に対する配点は、以下のとおりとする。

評価項目	配点
価格点	40点
順位点	40点
合計	80点

価格点は、以下の考え方に基づき得点化を行う。再整備期間及び運営期間が応募者によって異なることから、予定価格及び入札価格は以下のとおり調整を行う。なお、算出された得点の小数点以下第3位を四捨五入して評価する。

<価格点の得点化方法>

$$\text{価格点} = \frac{\text{予定価格等基準額} - \text{当該応募者の入札価格}}{\text{予定価格等基準額} - \text{応募者中最低の入札価格}} \times 40\text{点}$$

※「予定価格等基準額」は、入札説明書に示す予定価格（サービス購入料B～Dには10を乗じる。）及び利用料金の上限の合計額をいう。

※応募者の入札価格には下記の調整後・税込の値を用いる。

※予定価格等基準額×0.88¹<応募者中最低の入札価格 であった場合、計算式中の「応募者中最低の入札価格」を「予定価格等基準額×0.88」と読み替えて計算した結果を価格点とします。

<入札価格の調整方法>

入札価格（調整後）

=サービス購入料A

+サービス購入料B～D（円/年）×10年

+利用料金（水道・固定料金）（円/年）×20年

+利用料金（水道・変動料金単価）（円/m³）×740,723,295m³

+利用料金（工業用水道・固定料金）（円/年）×20年

+利用料金（工業用水道・変動料金単価）（円/m³）×590,477,760m³

入札価格（調整後・税込）=入札価格（調整後）×1.1

¹ 県が特定事業の選定時において想定する事業費削減効果（VFM）12%を用いて、1-0.12=0.88としている。

順位点は、入札価格が最も低かった者を1位とし、各順位の応募者に対し、以下の表のとおり点数を与える。

順位	順位点
1位	40点
2位	30点
3位	20点
4位	10点
5位以下	0点

エ 最優秀提案の選定

入札価格の評価による点数（80点満点）と性能等の評価による点数（120点満点）を合計して総合評価点を算出し、総合評価点が最大となる提案を最優秀提案として選定する。

（3）落札者の決定

県は、（2）の結果を踏まえ、最優秀提案の応募者を落札者として決定する。

なお、最優秀提案が複数ある場合には、当該応募者がくじ引きを行い、くじ引きの結果をもって、県は落札者を決定する。

別表 審査項目（120点満点）

① 事業計画に関する事項（40点）

審査項目	評価の視点	対応様式
①-1 本事業の 実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業が「BT+コンセッション」方式であることを理解し、事業全体の付加価値を高めるための方針が示されているか。 ・IoT、AI等最新技術を駆使した効率的な再整備及び維持管理・運営を推進することが示されているか。 ・愛知県が目指す、カーボンニュートラルの実現、革新的な技術の導入による次世代型浄水場の構築の考え方が示されているか。 ・豊橋市をはじめとする東三河地域市町村との連携強化（上下水道一本化に向けた連携を含む）の実現に向けた考え方が示されているか。 	B
①-2 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・SPCの意思決定のプロセスが明記されており、ガバナンスの確保と意思決定の迅速化に配慮しているか。 ・県と連携した職員の技術承継について、工夫が示されているか。 ・設計、施工、運営の各段階で適切に事業を実施する体制が示されているか。 	C
①-3 統括運営	<ul style="list-style-type: none"> ・事業全体を統括し、安定的かつ円滑に遂行するための方策が具体的に示されているか。 ・ガバナンスの確保及び効果的なセルフモニタリングの方法が具体的に示されているか。 ・東三河地域経済への貢献等について、具体的な取組方針が示されているか。 	D
①-4 危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震等を含む災害及び事故等の想定されるリスクが発生した場合に適切に対応（被害状況の把握・施設の復旧・水処理の継続等）するための手順・体制が具体的に示されているか。 ・不法侵入、破壊、異物混入等による妨害、サイバー攻撃等への対応策が示されているか。 	E
①-5 事業継続措置	<ul style="list-style-type: none"> ・財務に関してインパクトを与えると想定する事象が特定・分析され、具体的かつ効果的なリスクの対応策が示されているか。 ・事業継続が困難となった場合の移行施策及び体制について、具体的かつ十分な内容が示されているか。 	F

審査項目	評価の視点	対応様式
①-6 資金調達計画 及び収支計画	・妥当性・確実性の高い資金調達計画が示されているか。	G-1
	・長期収支計画の収入・支出の各項目の設定の根拠や考え方が明確かつ妥当であり、資金調達や更新計画と整合しているか。	G-2

② 再整備に関する事項 (25点)

審査項目	評価の視点	対応様式
②-1 構造計画・ 設備設計	・新技術等を活用し、ライフサイクルコスト削減、省力化、安定給水機能の強化等が図られているか。	H-1 H-4
	・ICT・IoT、DX等の活用による情報の見える化、運用の合理化が図られているか。	H-5
	・将来的な設備の更新や維持管理、技術革新による最新技術の導入に柔軟に対応できる構造計画、設備設計が示されているか。	H-1 H-4 H-5
	・設備の複系統化、フェールセーフ等を取り入れ、故障やヒューマンエラーの影響を抑える構造計画、設備設計が示されているか。	H-3 H-4 H-5
②-2 施工計画	・安全な工事実施と安定的な水道供給を両立するための具体的な工程管理方法、施工方法等が示されているか。	I-1 I-2
	・近隣住民に十分配慮した施工計画が示されているか。 ・再整備の対象とする施設の老朽化・耐震性の不足への対応に資するため、再整備期間を短くする提案が示されているか。 ※5段階評価ではなく、次の計算式により評価する。 ※再整備期間の日数は、2026年1月5日を1日目として計算する。 ※算出された得点の小数点以下第3位を四捨五入して評価点とする。 【計算式】 全応募者中最小の再整備期間（日数）／当該応募者の再整備期間（日数）×配点	I-3

③ 維持管理・運営に関する事項（30点）

審査項目	評価の視点	対応様式
③-1 水質管理	<ul style="list-style-type: none"> ・水処理における水質の管理計画、管理体制及び管理方法が具体的に示されているか。 ・原水水質事故への対応策が具体的に示されているか。 ・新技術の導入に関する取組により業務効率化や管理の高度化が図られているか。 	J
③-2 運転管理	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水場の運転管理計画、管理体制及び方法が具体的に示されているか。 ・施設事故への対応策が具体的に示されているか。 ・新技術等の導入に関する取組により業務効率化や管理の高度化が図られているか。 	K
③-3 保守点検・ 修繕・更新 (浄水場)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設のライフサイクルに応じた適切な予防保全等の実施が示されているか。 ・施設故障時の復旧方法が具体的に見込まれているか。 ・更新計画案の提案に向け、方針、手法が具体的に示されているか。 ・新技術の導入に関する取組により、業務効率化や劣化診断の精度向上が図られているか。 	L
③-4 保守点検・ 修繕・更新 (場外管路)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設のライフサイクルに応じた適切な予防保全等の実施が示されているか。 ・漏水発生時に迅速に復旧するための計画が示されているか。 ・更新計画案の提案に向け、方針、手法が具体的に示されているか。 	M
③-5 他事業との 連携	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市小鷹野浄水場との連携について具体的な提案が示されているか。 ・上下水道一本化の方向性に配慮した事業方針が示されているか。 	N

④ カーボンニュートラルに関する事項（20点）

審査項目	評価の視点	対応様式
④-1 脱炭素の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な脱炭素推進設備の導入・設置が示されているか。 ・本事業期間を通じて脱炭素を推進するための考え方及び取組内容（当初の設備導入・設置を除く）が具体的に示されているか。 	O
④-2 CO2排出量	<ul style="list-style-type: none"> ・運営期間中の豊橋浄水場の運営権設定対象施設における送水量あたりのCO2排出量を低減する取組が示されているか。 <p>※5段階評価ではなく、次の計算式により評価する。</p> <p>【計算式】 全応募者中最小の送水量あたりのCO2排出量／当該応募者の送水量あたりのCO2排出量×配点</p> <p>CO2排出量＝（運営期間中の豊橋浄水場の運営権設定対象施設における電力使用量（※1）－運営期間中の豊橋浄水場における再生可能エネルギー発電電力量（※2））×CO2排出原単位（※3）／運営期間中の想定送水量（※4）</p> <p>ただし、モニタリングに活用することを想定する資料が明確にされていない場合は評価の対象としない。</p> <p>また、CO2排出量として0またはマイナスの値を提案する応募者が存在した場合、当該応募者については本項目は満点とする。</p> <p>この場合、計算式を「CO2排出量としてプラスの値を提案した応募者中最小の送水量あたりのCO2排出量／当該応募者の送水量あたりのCO2排出量×満点×0.75」に読み替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※1 豊橋市事務室における電力使用量は含まない。 ※2 豊橋浄水場の運営権設定対象施設に供給されたものに限る。 ※3 県が原単位を設定し、すべての応募者に対し一律の値を使用する。 ※4 関連資料集に示す想定送水量をいう。 	P

審査項目	評価の視点	対応様式
④-3 水素技術の 活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の対象施設をフィールドとした水素技術の活用に関し、浄水場の維持管理・運営と親和性があり、先進的かつ実現可能性のある提案が示されているか。 ・ 必要コストに対して高い効果が得られる提案が示されているか。 ・ 水素社会を推進させるため、水素エネルギーの認知度を向上させる提案が示されているか。 	<p>Q-1</p> <p>Q-2</p>

⑤ その他特筆すべき提案に関する事項

審査項目	評価の視点	対応様式
⑤-1 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の観点から、とりわけ、事業目的の達成に資する提案がある場合に評価する。 ・任意提案業務の提案がある場合、特定事業との連携により、相乗効果が期待できる事業となっているか。 	R